

中川下流だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2008年8月1日【第3号】

がけ 堀川の水質改善に向け、綾瀬川の水を堀川に試験通水



旧小溜井排水機場から堀川への通水状況



堀川は西で綾瀬川、東で中川とつながっていますが、綾瀬川側の水門が閉められているため、綾瀬川からの水の流入がなく、堀川の水質は近年悪化しています。そこで国、都、県、足立区、八潮市では堀川の水質改善に向け綾瀬川に接する都の排水機場の水門を開け綾瀬川の水を6月13日より中川方面に試験的に流しています。(現在は潮の状況を見ながら1日1時間程度流しているそうです。)

ホームレス調査を実施 中川の河川敷で22名が生活しています

中川下流出張所では7月10日(木)に洪水時の危険性や、退去等の説明を行うため、ホームレス調査を実施しました。調査は埼玉県社会福祉課、八潮市福祉事務所と一緒にまわりホームレスの健康状態、施設への入所などの聞き取り調査を実施しました。なかにはアパートの入居に関して熱心に話を聞いていた方もいました。調査は年2回実施されています。また、出水時にはその都度、出水の情報を知らせています。



7月の河川法申請受付件数

河川法の条項等	H20年7月	H20年7月迄	H19年度
第24・26条	3件	9件	62件
第55条	5件	14件	31件
一時使用	6件	8件	30件
その他	0件	0件	4件

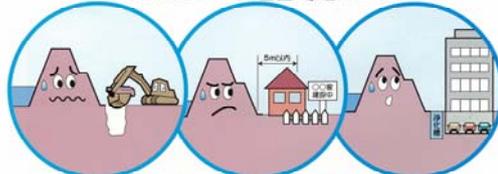
河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築などの許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

☆堤防の近くで盛土や掘削を行う場合には、河川法の手続きが必要となる場合がありますので、出張所に確認をお願いします。

河川法の申請様式がダウンロードできます 簡単な説明資料も入っています

江戸川河川事務所のホームページから河川法24条、26条、55条などの申請様式がダウンロード出来るようになりました。(ワード、一太郎、PDF)『川の利用促進・河川占用許可の手続き』をご覧ください。

これらの行為には



事前の許可が必要です!!

注意看板の設置



西水元付近



木柵補修



フェンス補修



JR 常磐線付近

夏休み前に
安全利用点検を
実施しました。

H19 年度優良工事等の表彰が行われました。

7月17日（木）午前10時より、江戸川河川事務所「H19 年度優良工事等の表彰」が行われ、昨年施工された当出張所管内の工事から、「H18 八潮築堤工事」が優良工事及び優秀下請企業に選定され、事務所長表彰を受賞しました。

河川愛護モニター委嘱式が行われました。

7月17日（木）午後2時より江戸川河川事務所「河川愛護モニター委嘱状伝達式」が行われました。中川下流出張所管内では葛飾区在住の方に委嘱され、これから2年間中川下流管内を見てもらい情報を頂くこととなります。



※河川愛護モニターは、日常河川を見てもらい、河川の状況に関して知り得た情報を出張所等に知らせてもらうもので、平成9年から広く一般からの公募制となり現在に至っています。



あ と が き

7月1日に当出張所で人事異動がありました。佐藤技術係長が荒川下流河川事務所工務課に異動になり、後任に吉村技術係長が荒川下流河川事務所調査課より着任しました。

夏休み前に安全利用点検を実施し、施設の損傷箇所や柵の破損箇所などを補修しました。また河岸には注意看板を設置し、夏休み中の河川内での事故防止につとめています。



ゴミは持ち帰りましょう!



中川下流出張所 8月～9月の予定

番号	参加	月 日	曜日	予 定
1		8月 下旬		工事安全パトロール
2		8月 下旬		不法係留船調査
3		9月 中旬		不法占用調査
4		9月 下旬		工事安全パトロール
5		9月 下旬		船上パトロール